

兵庫地方最低賃金審議会
第1回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月11日(水) 9時56分～11時9分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	上林委員、桜間委員、高階委員
労働者代表委員	岩崎委員、小菅委員、坂元委員
使用者代表委員	下岡委員、中崎委員、松下委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官
<p>(1) 部会長・部会長代理の選出について</p> <p>(2) 兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について</p> <p>(3) その他</p>	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官</p> <p>おはようございます。</p> <p>定刻よりは少し早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。</p> <p>ただ今から、第1回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。</p> <p>本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議につきましては公開としております。</p> <p>傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に従い円滑な議事進行に御協力の程よろしく願いいたします。</p> <p>では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。</p> <p>審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p> <p>○岡本労働基準部長</p> <p>労働基準部長の岡本でございます。</p> <p>各委員の皆様方には大変お忙しい中、当専門部会の委員をお引受けいただきますとともに御出席いただきましてありがとうございます。</p>	

本年度、兵庫県では7つの業種について専門部会を開催することになっていますが、はん用機械の専門部会は最後の開催になっております。そういうことで、通常でも非常にタイトな日程になるのですが、さらに、このはん用機械につきましては本当に日程調整等これから厳しい中での御審議となりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

最低賃金につきましては御承知のとおり、これから御審議いただきます特定最賃とともに地域別最賃がございます。

本日、机上にリーフレットをお配りさせていただいております。本年度は、10月1日から兵庫県最低賃金が1,052円で新たに改正されることが予定されているところで、今年は長州力さんがキャラクターとなったリーフレットにより、これから周知活動をしていく予定です。

はん用機械につきましては、現在時間額1,035円ということであるため、10月1日から1,052円の地域別最低賃金の適用が始まるということがございますので、使用者の皆様方、労働者の皆様方に、これが適用されるということにつきまして是非、周知に御協力いただければと思っております。

併せまして、本日これから御審議いただきます必要性の審議につきましては、後ほど事務局から御説明させていただきますけれども、この1,052円というのが一つの、まず目安ということになりますので御留意いただければと思います。

そして、これも例年お願いさせていただいておりますけれど、中央の最低賃金審議会の報告書の中では、特定最賃の審議に当たりましては労使のイニシアティブ、主導による審議が望まれているところがございますので併せて御留意いただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○飯田賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もございますので、お手元の資料の1ページに添付してあります委員名簿にて、各自御確認をいただくことで代えさせていただきます。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて、候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○飯田賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から、部会長と部会長代理の推薦をよろしく願います。

○高階委員

公益側委員において事前に打合せをしております。

部会長には桜間委員、部会長代理には上林委員を推薦することで調整を終えていますので、この2名を推薦いたします。

○飯田賃金指導官

ただいま部会長に桜間委員、部会長代理に上林委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○飯田賃金指導官

はい、異議なしとの声をいただきましたので、部会長に桜間委員、部会長代理に上林委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、桜間部会長に願います。よろしく願います。

○桜間部会長

部会長に選出されました桜間でございます。

慎重審議に努めたいと思いますので、よろしく願います。

初めに専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働者側の委員はどなたにされますか。

○坂元委員

はい、坂元です。

○桜間部会長

使用者側委員はどなたにされますか。

○松下委員

松下です。

○桜間部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は、私とそれから坂元委員、松下委員とすることといたします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は、適宜代わりの委員を指名することにしたと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○桜間部会長

それでは、次の議題（２）「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様、「改正決定の必要性の有無について」、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、9件の特定最低賃金がございます。

そのうち、今年は、6月24日、25日、7月4日に合計7件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。お手元にお配りしてございます資料の14ページを御覧ください。

ここに、今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめた一覧表を掲載させていただいております。

今回、申出をいただきました7件の特定最低賃金の改正につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断して、7月19日の本審におきまして、改正必要性の有無についての諮問をさせていただいております。

兵庫県では、令和元年までは本審で一括して改正の必要性審議を行った上で、各専門部会において金額審議のみを行っておりましたが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会において、その金額改正の必要性の有無に係る審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問答申の二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になってございます。その辺りについて説明させていただきます。

お手元の資料の2ページ以降に、特定最低賃金の流れを記した説明資料を添付させていただいております。

その3ページを御覧ください。

特定最低賃金につきましては、最低賃金法第 15 条から第 19 条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では 224 件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先ほど申し上げましたとおり、9 件設定されている状況ではありますが、そのうち 7 件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、最賃法第 16 条、その 3 ページの真ん中辺りに 16 条の記載がありますけれども、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと法律上規定されております。

資料 4 ページを御覧ください。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較の表になります。右側に記載がありますのが地域別最低賃金になりまして、兵庫県におきましては、現在のところは時間額 1,001 円ですが、10 月 1 日より 1,052 円を予定しております。これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとして、それぞれその役割設定が大きく異なるところでございます。

続きまして、資料 9 ページを御覧ください。

ここに、特定最低賃金の決定、改正までのプロセスを表にしております。

まず、関係労使からの申出がありましたら、兵庫労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになってございます。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものでございます。

資料を 1 枚戻っていただきまして、7 ページを御覧ください。

ここでは、特定最低賃金の改正の必要性や金額決定にかかる審議についての考え方がまとめられております。

一番上の昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申の中で、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになります。

一方、そのページの一番下に書かれております、平成 14 年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされております。ここでは「望ましい」と付記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んでおります。

以上のことから、特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須であり、金額決定につきましては、全会一致が望ましいとされていることとなります。

改正の必要性がありとなった場合には、先ほど御説明させていただきましたように、最賃法第 16 条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められておりますので、地域別最賃より最低 1 円以上の上げを行うことが求められています。

つまり、今年の場合でいいますと、すでに兵庫県最低賃金を 1,052 円に上げる答申をいただいて、異議審、公示手続きを終えておりますので 10 月 1 日から 1,052 円が発効される予定となっております。そのため、兵庫県最低賃金 1,052 円を超えない改正というのは認められないということになります。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。

具体的に申し上げますと、お手元の資料 14 ページをもう一度御覧いただきますと特定最賃の申出状況一覧表になりますが、この一覧表の上の「最低賃金の件名」の「はん用機械器具等製造業」を御覧いただきますと、その真ん中の辺りに「最も低い金額」の欄があります。その申出の一番低い金額が 1,113 円となっておりますので、この 1,113 円を超えることはできないということになっております。

これらのことにも御留意いただきながら、御審議いただければと思います。

事務局からの説明としましては以上でございます。

○桜間部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございますか。

○各委員

(特になし)

○桜間部会長

それでは、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いいたします。

○山中労働基準監督官

賃金室の山中です。

まず、私から、本年度の基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料 18～38 ページについて説明)

資料No.6 令和 6 年度最低賃金に関する基礎調査結果 (特定最賃)

○安積賃金室長

続きまして、私、安積より、資料を引続き御説明させていただきます。

主に、経済概況や雇用状況等に係る部分を説明させていただきます。

(以下の資料 39～136 ページについて説明)

- 資料No.7 一般職業紹介状況（令和6年7月分）（兵庫労働局職業安定部職業安定課
令和6年8月30日発表）抜粋
- 資料No.8 管内金融経済概況（日本銀行神戸支店 2024年7月18日）
- 資料No.9 毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県 令和6年6月）抜粋
- 資料No.10 兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部 令和6年8月14日公表）抜
粋
- 資料No.11 兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部 令和6年6月速報）
- 資料No.12 連合 2024 春季生活闘争 平均賃金方式 第7回（最終）回答集計（連合 2024
年7月3日公表）
- 資料No.13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果（2024年6月5日 日本商
工会議所・東京商工会議所）
- 資料No.14 はん用機械器具等製造業関係最低賃金（令和4、5年度、全国）

○桜間部会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問等ございますか。

○各委員

（特になし）

○桜間部会長

特にございませんか。

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正必要性の有無に関しは、全会一致が原則となり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性はなしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛けいたしますが、よろしく審議をお願いいたします。

では、まず、労使それぞれから、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議にあたって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性について結論が出たことになり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

最初に、労使双方それぞれで意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○桜間部会長

では、別室にて10分程度でお願いします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○桜間部会長

では、審議を再開いたします。

まず、改正の申出をされた労働者側委員から、金額改正の必要性についてのお考えを伺いたいと思います。

それではお願いいたします。

○坂元委員

労働者側委員の坂元です。

私の方から、必要性に関する考え方を述べさせていただきます。

まず、昨年度のはん用機械につきましては、当該産業の魅力、技術・技能の伝承、人材の確保等将来に亘る発展と成長を見据えることや、物価上昇への対応等を踏まえ、地域別最低賃金プラス1円のプラス42円での結審となり、労使のイニシアティブを発揮し導き出したものと認識しております。

さて、2024年度の地域別最低賃金の改定において兵庫県でプラス51円、1,052円の改定が示されました。当該産業に継続して優秀な人材を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためにも特定最賃の引上げによる地賃との優位性の確保が必要です。

兵庫県における神戸市消費者物価指数につきましては、前年同月比2.7%の上昇で、29か月連続で前年同月比を上回っている状況にあります。これは、労働者の生活に直結するものであり、特に特定最賃が適用されている非正規雇用労働者や未組織労働者は、一定程度の特定最賃の引上げがなければ生活が立ち往かない懸念があります。

また、2024年春闘における兵庫県の製造業の賃上げ率については、組合員平均5%、300人未満では4.08%の賃上げとなりました。今年の春季生活闘争は、産業、企業、さらには日本経済の成長に繋がる人への投資の重要性について、中長期的視点を持って粘り強く真摯に交渉し、主体的に大きな流れを作った結果と言えます。

この労使で答えを出してきた賃上げの流れを、当該産業に関わる非正規雇用労働者や未組織労働者へ波及させなければなりません。

さらに、人材の観点では生産年齢人口は減少して行く中、各産業において人材確保に苦慮している状況にあります。

当該産業は、県内の特定最賃の中でも中位に位置しており、優秀な人材を確保・定着させるためには地賃や他業種の特定最低と比較してより高い水準であることが求められます。

加えて、近隣府県である大阪府のはん用機械との特定最低は、この10年で35円差に

拡大している状況であり、地域間格差を埋め、働き手の流出を防止する必要もあります。

このような状況を勘案するとともに、当該産業労使がイニシアティブを発揮して、その産業に相応しい水準を設定する特定最低賃金の趣旨を踏まえると、今年のはん用機械器具製造業の最低賃金改定についても「必要性あり」が妥当であるとの判断に至りました。

以上です。

○桜間部会長

はい、それでは次に使用者側委員からお願いします。

○松下委員

それでは、私の方から使用者側の見解を申し上げます。

企業の置かれた環境は未だに厳しく、依然としてウクライナ・中東情勢の緊迫化、各国の金融政策の転換による為替や金利の影響も懸念され、特に中小企業、製造業においては、長引く原料価格の高騰、物流費の値上げ、これらを価格に転嫁し切れていないのが実情であります。

好景気、需要増加による販売価格の上昇であれば企業の売上げ、利益が増加し、賃金上昇を行うことができますが、原材料、経費等コストが上昇したため販売価格に転嫁するというものであった場合、完全な転嫁が難しく、利益を圧迫し、そのような状態での賃金上昇はさらに企業経営を厳しくすることになります。

兵庫県の景気は、先ほどの御説明では「一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては緩やかに回復している。」とされていますが、一部に弱めの動きがあるということは、企業の体力の差が表れているのではないかと考えております。

このような状況下での特定最賃の見直しにおいては慎重な判断が求められますが、本年度の最低賃金に関しては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、最低賃金の全国加重平均を 2030 年代半ばまでに 1,500 円とすることを目指す目標について、より早く達成することが求められ、結果として、引上げ額の目安が 50 円となり、それを受けた兵庫県地方最低賃金の引上げの状況や、全国的大幅な引上げの動向を総合的に鑑みると、特定最低賃金のはん用機械製造業における改正の必要性については、業種の魅力を見出すためにも「必要性あり」とせざるを得ないと判断いたします。

しかしながら、その引上げ額の程度については、慎重に検討する必要があることを前提とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○桜間部会長

労使双方よりそれぞれのお考えをお伺いしました。

労使の意見を伺ったところ、意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意

見をまとめさせていただきたいと思います。

7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県はん用機械器具等製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて御異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○桜間部会長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った、ということを確認いたしました。

それでは事務局は、そのように専門部会報告及び答申文についてそれぞれの案の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

事務局で準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、別室に移動し、報告書案を作成。)

○桜間部会長

それでは、報告文案の確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

はい。

令和6年9月11日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 桜間巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県はん用機械器具製造業、
生産用機械器具製造業、業務用
機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 桜間裕章

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 上林憲雄、桜間裕章、高階利徳、
労働者代表委員 岩崎和人、小菅梨絵、坂元隆一
使用者代表委員 下岡 隆、中崎芳喜、松下田佳子

以上です。

○桜間部会長

ただ今、読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○桜間部会長

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行いたいと思います。

では、答申文案の確認をいたします。事務局、よろしいでしょうか。

○安積賃金室長

はい、答申文案を御用意いたします。

（事務局、別室に移動し、答申文案を作成。）

○桜間部会長

それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

はい。

令和6年9月11日

兵庫労働局長

赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○桜間部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○桜間部会長

それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することといたします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

（事務局 別室に移動し、答申文を作成。）

（桜間部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交。）

○岡本労働基準部長

ありがとうございました。

○桜間部会長

続いて、議題（３）「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ございますか。

○安積賃金室長

本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後 15 日間行うこととなります。

そのため、次回の専門部会の日程ですが、今回は 9 月 27 日、金曜日、午前 10 時からの開催をお願いいたします。

また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

（各委員日程調整）

○桜間部会長

では、今回は 9 月 27 日、金曜日、午前 10 時からの開催といたします。

今回は金額審議となりますが、昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開したいと思います。
よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○桜間部会長

異議もなしということですので、その予定で今後進めていくことといたします。
その他、何かございますでしょうか。

○各委員

（特になし。）

○桜間部会長

特になければ、本日はこれで終わりいたします。
皆様、お疲れ様までございました。

○各委員

ありがとうございました。

桜間 裕章

坂元 隆一

松下 田佳子